

Ⅱ ニーズの多様化への対応

柔軟で弾力的な給付設計

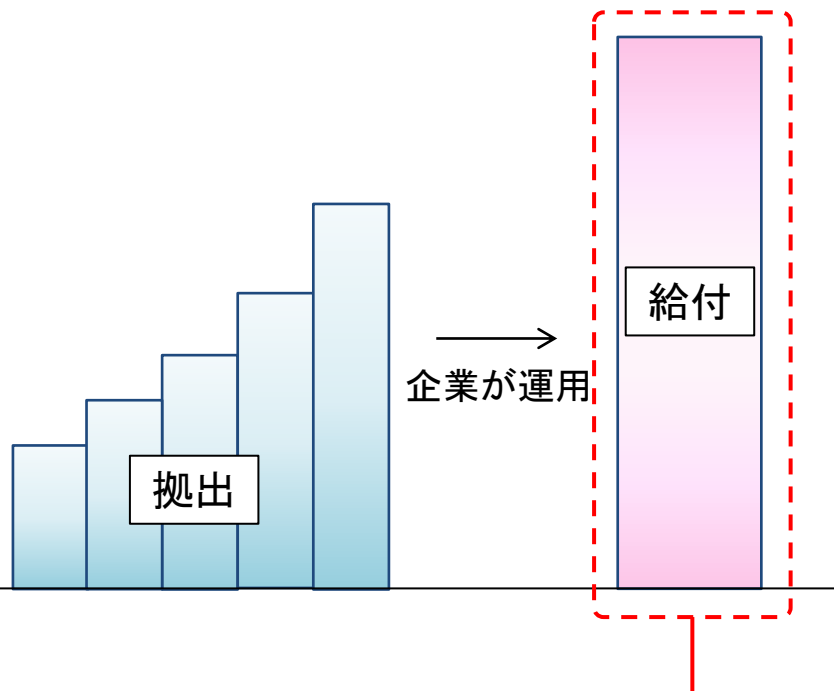
1. 企業年金における給付設計の現状

- 我が国の企業年金制度は、DB法とDC法の2法に基づき、基本的には「給付と拠出のどちらを先に決めるか」といった考え方に基づき運営されている。
- このため、DB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造となっている。
- こうしたリスクの偏りへの対応として、平成14年度にキャッシュバランスプランが導入され、普及が進むなど、事業主と加入者の間でリスクを分け合う考え方が拡がり始めている。

確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)

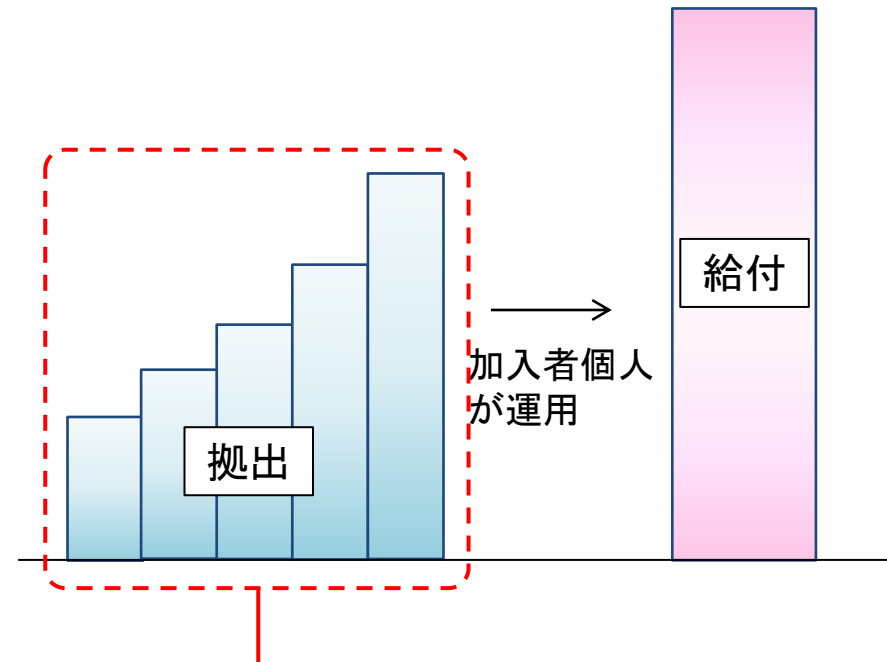
- 我が国の企業年金は、「確定給付企業年金法」及び「確定拠出年金法」に基づき運営。
- **確定給付企業年金**(Defined Benefit。次頁以降「DB」という。)は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- **確定拠出年金**(Defined Contribution。次頁以降「DC」という。)は、あらかじめ事業主が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

確定給付企業年金(DB)



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

確定拠出年金(DC)

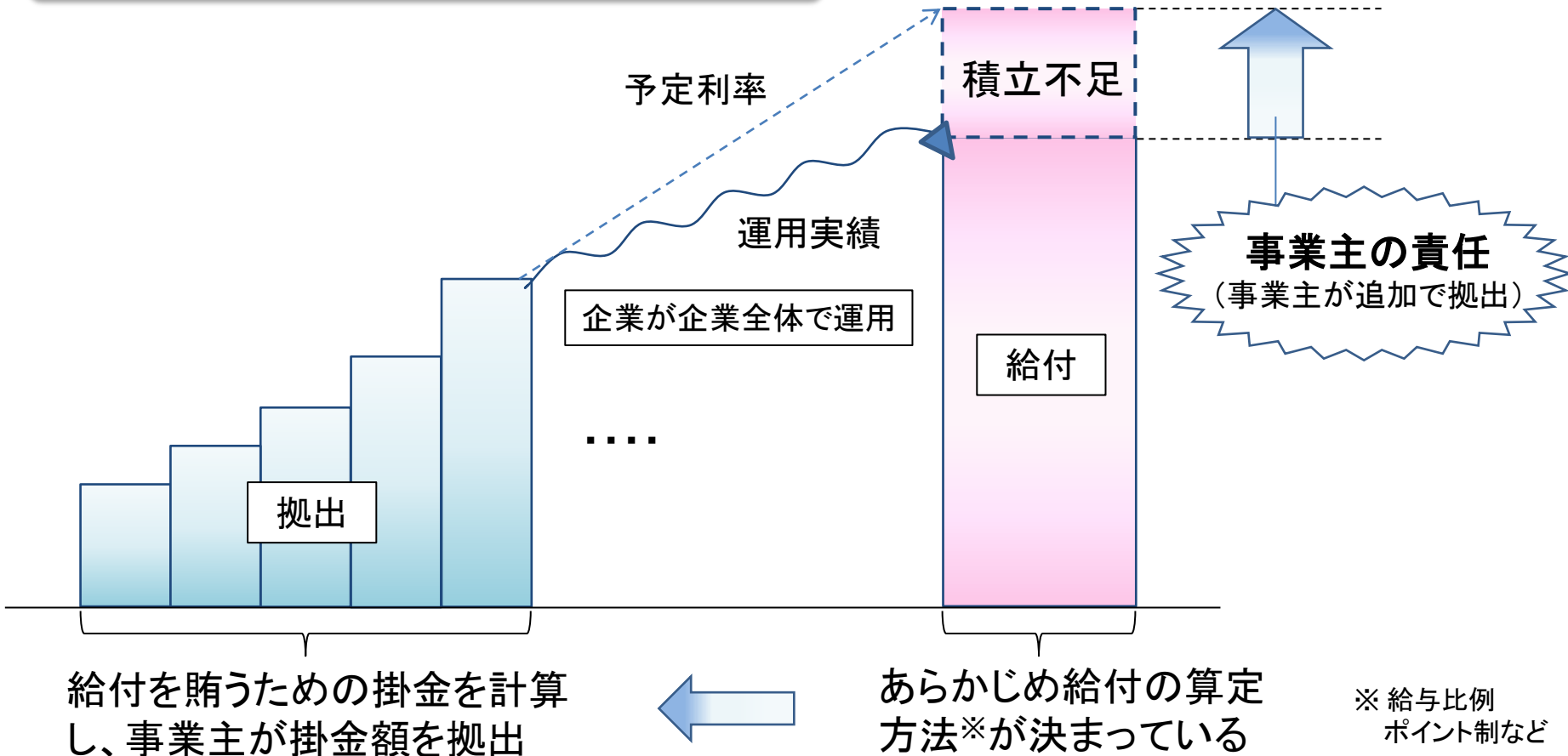


あらかじめ拠出額が決まっている

DB制度の基本的な仕組みについて

- DB制度では、あらかじめ定めた給付が賄えるよう掛金額を計算し、事業主が拠出。
- 資産の運用状況等により、あらかじめ定めた給付に対して積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせる必要。

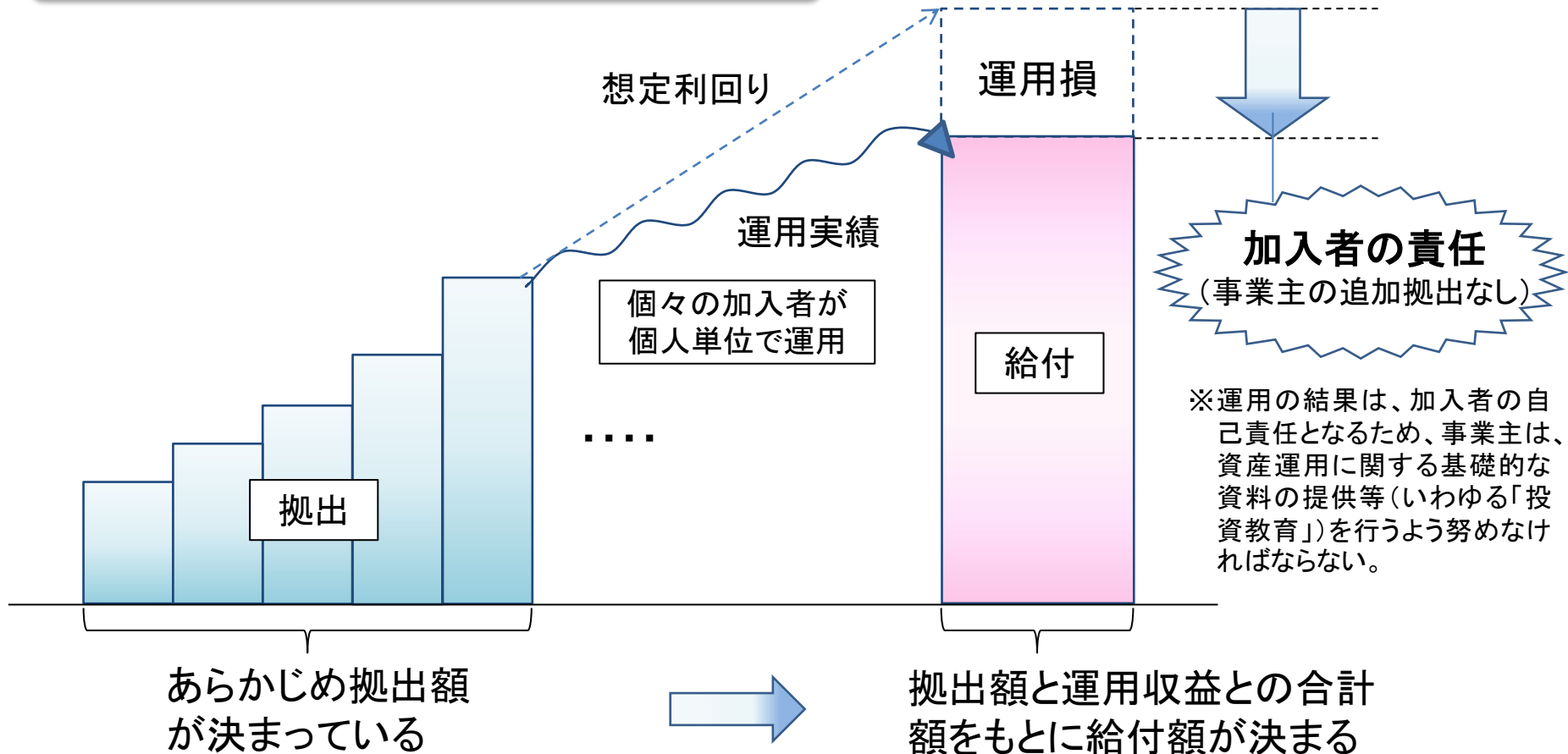
DB制度の仕組み(イメージ)



DC制度の基本的な仕組みについて

- DC制度は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される仕組み。拠出された掛金は、個人ごとに明確に区分された勘定で管理。
- 資産の運用が低調でも、事業主の追加拠出はない。(加入者の自己責任。)

DC制度の仕組み(イメージ)



DB制度とDC制度におけるリスクの偏りについて

- DB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造。
- そこで、こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを柔軟に分け合うことができる仕組みとして、DB法の施行(平成14年)とともに「キャッシュバランスプラン」による設計を導入。

DB制度

積立不足が発生したら
事業主が追加拠出に
より補填する必要がある

||

事業主にリスクが集中

DC制度

運用が低調でも
事業主による補填はなく、
加入者の自己責任

||

加入者にリスクが集中

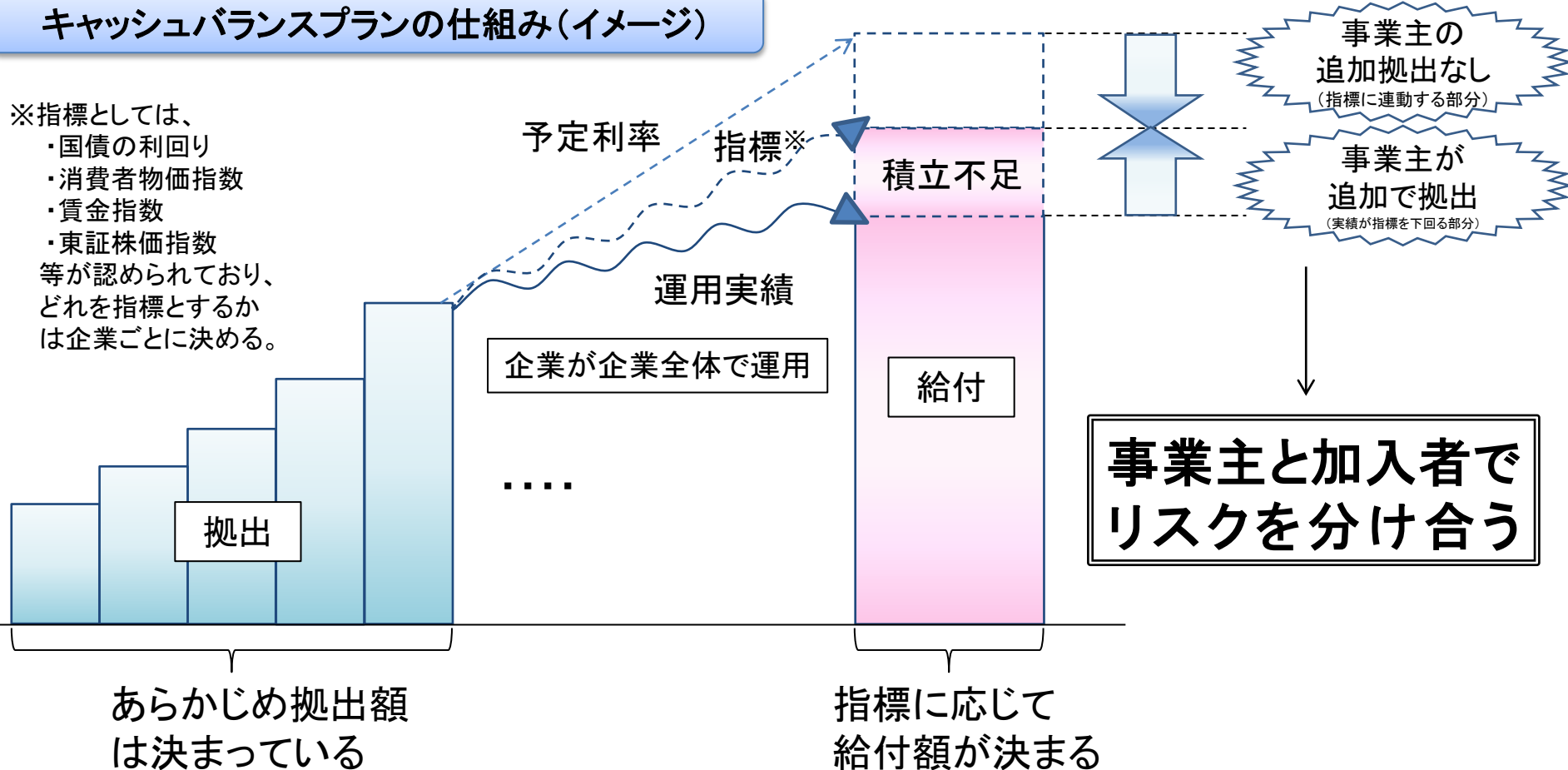
DB法施行時(平成14年)に両者のリスクを分け合うことができる仕組みとして、
「キャッシュバランスプラン」(次頁参照)による設計を可能に。

キャッシュバランスプランの基本的な仕組みについて①

- キャッシュバランスプランとは、あらかじめ定められた拠出額と、指標（国債の利回り等）による利息額との合計額をもとに、年金給付額が決定される仕組み。（DB法令に規定。）
- 一定の拠出額をもとに、指標に連動して給付が決定されるという意味ではDC制度、指標に対する不足額を事業主が追加拠出するという意味ではDB制度の特徴をもつ。

キャッシュバランスプランの仕組み（イメージ）

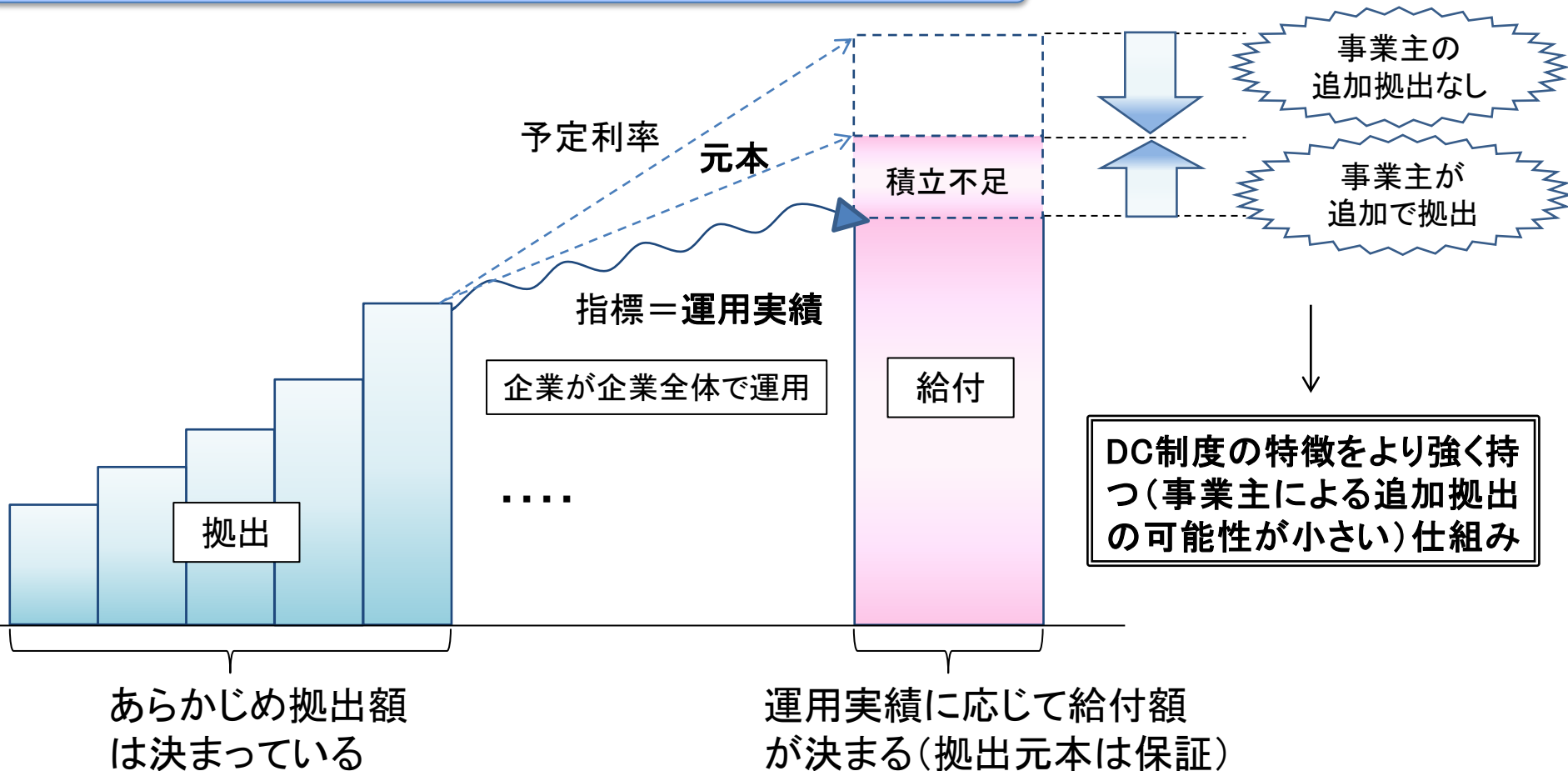
※指標としては、
・国債の利回り
・消費者物価指数
・賃金指数
・東証株価指数
等が認められており、
どれを指標とするかは
企業ごとに決める。



キャッシュバランスプランの基本的な仕組みについて②

- 平成26年4月からは、キャッシュバランスプランの指標として、さらに「積立金の運用実績」も認めることとした。(ただし、拠出元本は保証。)
- これにより、DB制度において、DC制度の特徴をより強く持つ給付設計も可能となった。

実績連動型のキャッシュバランスプランの仕組み(イメージ)

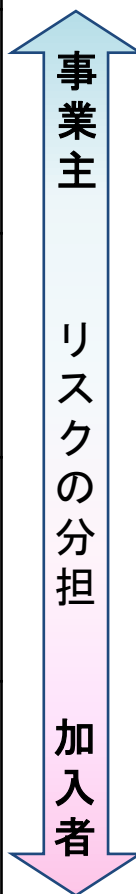


現行制度で可能な給付設計について

- この結果、現行のDB制度・DC制度で可能な給付設計は、事業主と加入者の間のリスクの分け合い方に応じて以下のとおりとなっている。

現行制度で可能な給付設計

給付設計	法令	概要	運用リスクの分担	参照
伝統的なDB	DB法令	給与比例やポイント制など、給付の算定方法があらかじめ決まっている	運用実績が予定利率を下回るリスクを <u>全て事業主</u> が負う	P3
指標連動型 キャッシュ バランスプラン	DB法令	一定の拠出額をもとに、 <u>指標（国債の利回り等）に連動して給付額が決定される</u>	運用実績が指標を下回るリスクを <u>事業主</u> が、指標が予定利率を下回るリスクを <u>加入者</u> が負う	P6
実績連動型 キャッシュ バランスプラン	DB法令	一定の拠出額をもとに、 <u>積立金の運用実績に連動して給付額が決定される（元本保証あり）</u>	運用実績が元本を下回るリスクを <u>事業主</u> が、運用実績が予定利率を下回るリスクを（元本までは） <u>加入者</u> が負う	P7
伝統的なDC	DC法令	<u>あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額</u> をもとに給付額が決定される	運用によるリスクは <u>全て加入者</u> が負う	P4

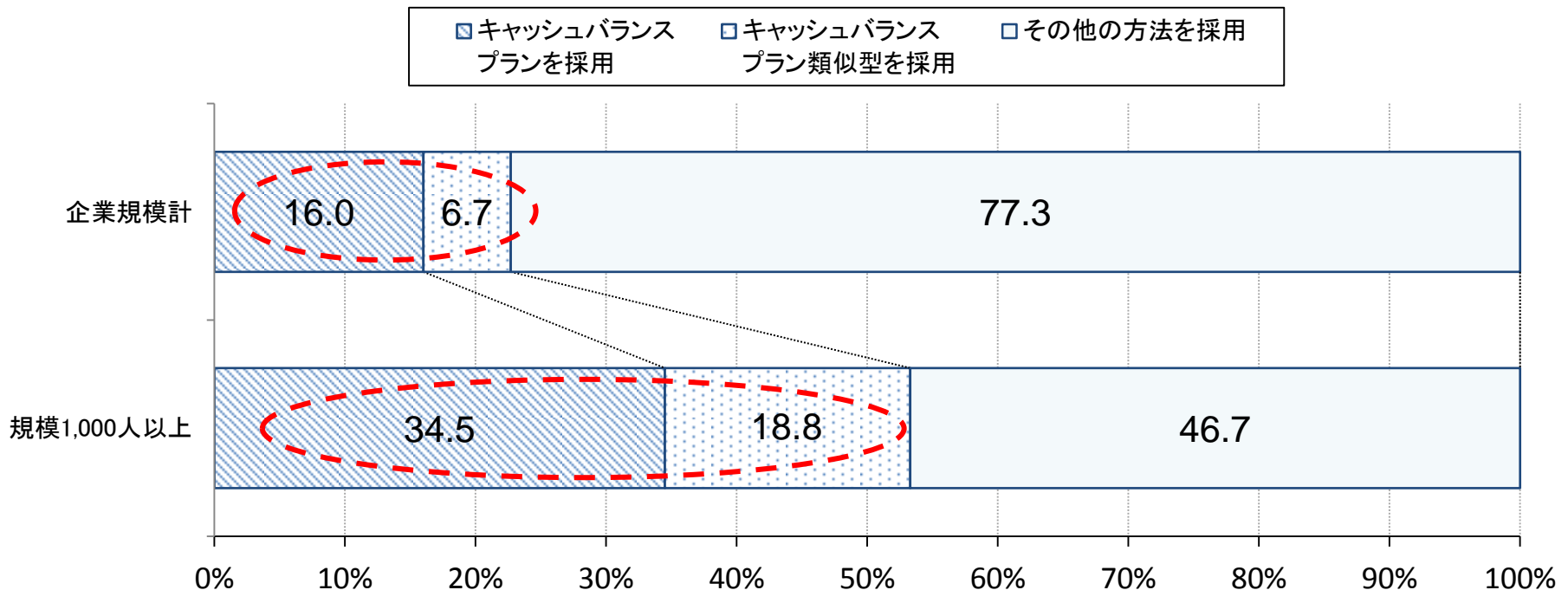


キャッシュバランスプランの導入状況

- 現行制度で可能な給付設計のうち、キャッシュバランスプランは、唯一運用のリスクを事業主と加入者で分け合うことができる仕組み。
- 平成14年の導入からおよそ十年で、すでに4分の1程度※1がキャッシュバランスプラン 又はその類似型※2を導入しており(特に1,000人以上規模の企業では5割を超える導入率)、給付の設計において、「リスクを分け合う」という考え方が広がっている。

※1 確定給付企業年金又は厚生年金基金を実施している企業に占める割合。
※2 受給期間中の年金額のみ指標に連動させる仕組み。

キャッシュバランスプランの導入状況



(出所) 人事院「平成23年民間企業の勤務条件制度等調査」

(参考) キャッシュバランスプランについて(詳細)

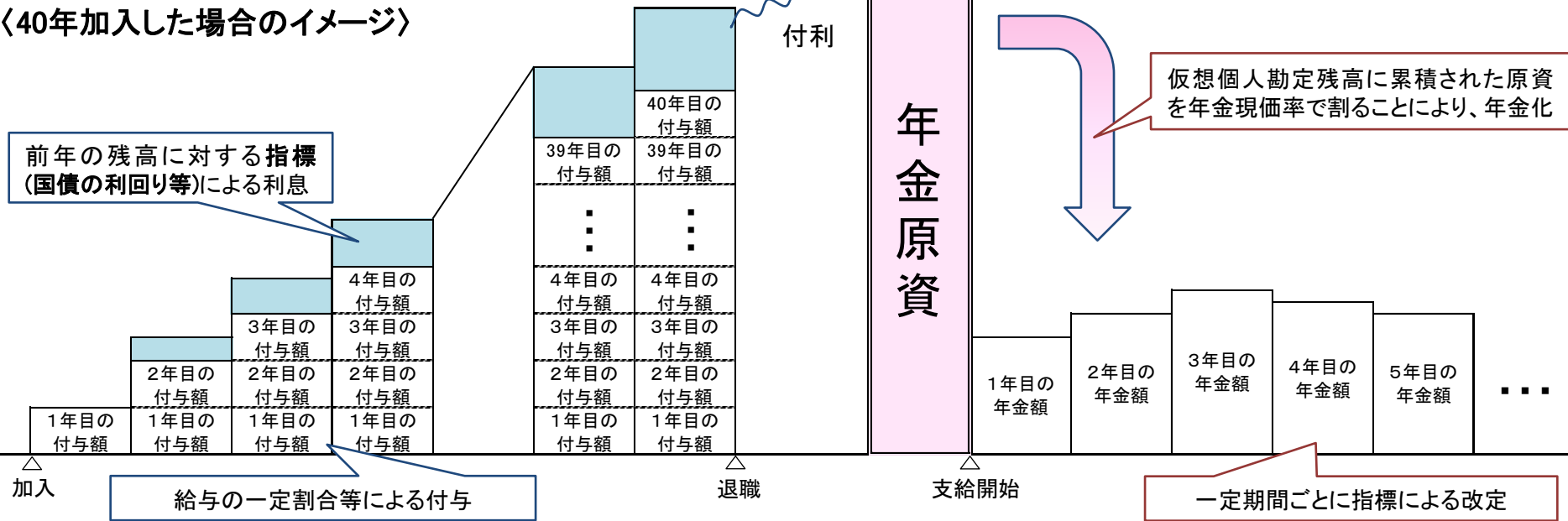
□ キャッシュバランスプランは、「仮想個人勘定」に累積された付与額とその利息額の合計額を原資として年金給付を行う仕組み。

「仮想個人勘定」に将来の年金原資を累積

原資を年金にして受給

※「Cash Balance」の「balance」は、「口座残高」を意味する。

〈40年加入した場合のイメージ〉



【キャッシュバランスプラン(CBP)とDCの主な相違】

	付与額	利息額	資産の運用	元本保証
CBP	実際に拠出した掛金額とは限らない (掛金額は別途数理計算により決定)	指標による ※H26.4から運用実績も可	集団で行う	付与額の元本を保証
DC	実際に拠出した掛金額	運用実績による	個人毎に行う	保証なし

2. 諸外国における事例等

□ 諸外国においても、「事業主と加入者で柔軟にリスクを分け合う」という視点に立って、現在、DB・DC双方の特徴をもつ新たな給付設計が導入又は検討され始めており、企業年金制度における設計の多様化は、世界的な流れとなっている。

【事例】

- オランダ：集団型DC
掛金水準を一定期間固定し、その期間は年金債務に対する積立水準等に応じて給付のスライド等を調整する
- カナダ：Target Benefit Plan
積立不足が発生したら、あらかじめ労使で定めた計画に基づき、掛金や給付の額を調整する
- 英国：DA(Defined Ambition)制度
DB制度の柔軟化、保証の要素を加えたDC制度、集団型DC
- 米国：フロアオフセットプラン ほか
DC制度からの給付が最低保証額を下回った場合の補填をDB制度から行う仕組み ほか

諸外国の状況について

- 諸外国においても、「労使で柔軟にリスクを分け合う」という視点に立って、現在、DB・DC双方の特徴をもつ新たな給付設計が導入又は検討され始めている。

諸外国における導入・検討事例

国	給付設計	概要	参照
オランダ	Collective DC (集団型DC)	DC制度の要素を取り入れたDB制度。掛金水準を一定期間固定し、その間は、年金債務に対する積立水準に応じて年金額のスライド等を調整する仕組み。企業会計上は、確定拠出制度として取り扱われている。(導入済み)	P13
カナダ	Target Benefit Plan (目標給付プラン)	あらかじめ労使で定めた計画に基づき、積立状況に応じて掛金・給付の調整を行う仕組み。給付は、受給権の保護レベルに差のある二層の構造で設定。掛金は、事業主負担を固定しても変動させてもよい。(検討の段階)	P14
英国	Defined Ambition	労使で柔軟にリスクシェアを図るための設計として提案。①平均余命の伸びに応じて支給開始年齢を変化させる等のDB制度の柔軟化、②保証要素を加えたDC制度、③オランダを参考とした集団型DC制度などを提案。(検討の段階。③は法案を提出)	P15
米国	Floor Offset Plan 等	DB制度とDC制度を組み合わせた仕組み。あらかじめ最低保証額(フロア)を設定し、DC制度からの給付が当該額を上回った場合はDC制度からのみ支給、下回った場合はその差額をDB制度から補填(オフセット)する仕組み。(導入済み)	P16

- オランダでは、確定給付制度の枠組みを維持しつつ、確定拠出制度の要素を取り入れた集団型DC (Collective Defined Contribution) 制度が普及している。

オランダにおけるCDC制度の概要

- 法令上は確定給付制度と位置付けられ、給付の算定式（例：平均給与×一定率（2%）×勤続年数）が存在する。個人別のDC制度にあるような個人別勘定は持たない。
- 純粹な確定給付制度と同様の積立基準が適用され、①年金債務に対し105%以上の積立を行うことと、②資産構成等に応じた十分なリスクバッファを持つこと（平均で年金債務の概ね25%程度）が求められる。
- 掛金水準は一定期間維持され、積立水準に応じて、受給者も含めた年金額のスライドを調整し、積立水準が一定水準以下に低下した場合には年金額を減額することも可とする仕組み。
- 掛金水準が一定期間固定されることから、企業会計上は確定拠出制度として取り扱われている。
- 近年では、運用環境の変化による積立状況の悪化から、給付の減額が実際に行われるようになってきている。

- カナダでは、2014年4月に発出されたコンサルテーションペーパーにおいて「目標給付プラン(Target Benefit Plan)」の導入が提案されている。

コンサルテーションペーパーの概要

- 掛金の設定は、以下のいずれでもよい。
 - ① 事業主が負担する掛金を固定し、積立不足の際は従業員からの掛金を増加させる。
 - ② 事業主が負担する掛金を所定の上限の範囲内で変動させることにより、積立不足等に対応する。
- 給付の構造は、以下の二層構造とする。
 - ① 保護レベルが高く、最後の手段としてのみ減額が可能な「基本給付」
 - ② 比較的保護レベルが低く、基本給付が減額される前に減額が可能な「副次的給付」
- 次のうちいずれかの方法による財政検証を実施する。
 - ① 「給付債務＋下方乖離準備金」の積立が行われているかどうか
 - ② 給付債務の積立が行われており、かつ、90%以上の確率で基本給付が削減されない見込み、かつ、75%以上の確率で副次的給付が削減されない見込みであるかどうか
- あらかじめ事業主、加入者等の代表者により定めた「積立不足の回復計画」・「積立剰余の利用計画」に基づき、積立不足・剰余の状況に応じて、掛金や給付の調整を行う。(計画には、採用した掛金・給付モデルや積立方法と整合的となるように回復・利用の手段やその優先順位を定める。)

- 英国では、従来のDB制度とDC制度の枠組みを超えて、事業主と加入者の間で柔軟にリスク分担を図るための制度(「DA制度」)が検討されている。
- 2013年11月に公表されたコンサルテーションペーパーでは、(1)DBの柔軟化、(2)DCに保証の要素を加えた仕組みに加え、(3)集団型DCの導入案が提示されている。
- 2014年6月に提出された法案では、(3)について法制化されている。

コンサルテーションペーパーの概要

(1) DBの柔軟化	(2) 保証要素を加えたDC	(3) 集団型DCの導入
<ul style="list-style-type: none"> ① 物価スライドの義務づけを緩和し、積立比率等に応じて給付を変動させることができる仕組み ② 離職した時点でそれまでに付与された年金受給権相当額をDCファンドに自動移換する仕組み ③ 年金の支給開始年齢を平均余命の伸びに応じて変化させることができる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ① 退職時の勘定残高が払い込まれた保険料の総額を割り込まないことを保証する仕組み ② 拠出元本(の一部)について、一定の期間、投資リターンを保証する仕組み ③ 投資額の一部を、一定の最低額を保証する退職所得保険の購入に充てる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主による拠出は固定される。 ○ 個人別の資産勘定を持たず、拠出額はプールして集団で運用する。 ○ 給付の目標額は定めるが、実際の給付は運用結果に応じたものとなり、積立が十分でない場合には、労使の判断のもと、スライドを調整したり、目標給付を減額させる等の対応をとる。

提出された法案の概要

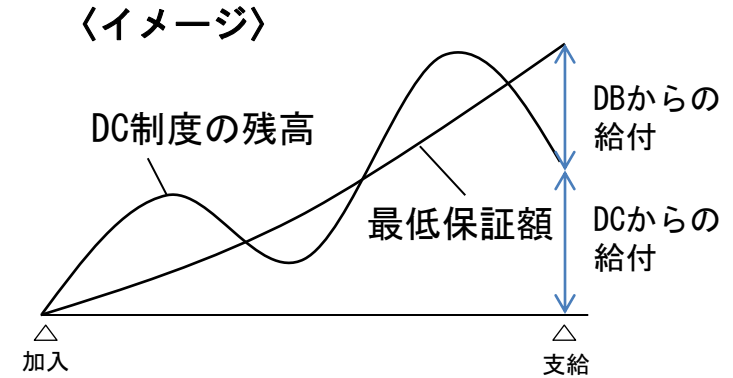
DB・DA・DCを、以下のとおり法的に分類した上で、(3)について、DA制度に当たるものとして法制化されている。

DB	固定された標準的年齢から終身にわたり退職給付を支給するものであり、当該給付に関して完全な約定がある制度
DA	退職給付の少なくとも一部に約定があるが、DB制度には該当しない制度
DC	加入者に支払われる退職給付に関していかなる約定もない制度

- その他、DB・DCのハイブリッド型年金の一種として、例えば、フロア・オフセットプランやターゲット・ベネフィットプランなどがある。

フロア・オフセットプラン

- DC制度からの給付額が最低保証額を上回った場合はDC制度からのみ支給し、下回った場合はその差額をDB制度から補填する仕組み。
- DC制度において、最低保証額を下回る運用リスクは企業が負うこととなるため、原則として運用対象の選択肢は個別の加入者には認めない。



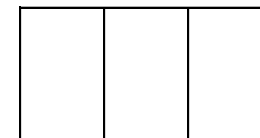
ターゲット・ベネフィットプラン※

- あらかじめ給付額の目標を設定し、その給付額から数理計算により逆算した拠出額を積み立てる仕組み。
- 実際の給付額は拠出した掛金とその運用実績の合計額となり、運用成果が目標から乖離しても企業による差額補償はなく、加入者が運用リスクを負う。
- 目標給付額を設定して掛金額を計算することを出ては、DC制度である。

〈イメージ〉

想定利回りにより、必要な拠出額を計算

拠出額



...

目標給付額

※ P14のカナダにおけるTarget Benefit Planとは異なる。

(参考5) その他の提言

□ その他、第5回企業年金部会の関係団体からのヒアリングにおいて、企業年金連絡協議会から、「協働運用型DC制度の創設」及び「元本保証付協働運用型DC制度の創設」が提案されている。

※ 以下、第5回社会保障審議会企業年金部会 企業年金連絡協議会提出資料より抜粋

提言① 協働運用型DC制度の創設

- 労使合意に基づく単一ポートフォリオで、DB用運用商品でも運用できるDC
- 加入者には運用商品の選択の必要性がなく、提示されたプランで運用
- 年金制度、基礎的運用知識、老後生活設計に必要な知識等ライフプラン教育を重視

提言② 元本保証付協働運用型DC制度の創設

- 協働運用型DCに元本保証を組み合わせた制度
- 退職時個人勘定残高が拠出金元本を下回る場合は、事業主が差額を補填
- DC制度内で補填を行う方法と退職一時金などDC制度外で行う方法を想定

3. 「柔軟で弾力的な給付設計」の論点

「柔軟で弾力的な給付設計」の論点

【背景】

- DB法とDC法の2法に基づき、基本的には「給付と拠出のどちらを先に決めるか」といった考え方にに基づき運営。最近の企業の動きとして、DBは企業リスクが大きいとしてDCに移行する動きが進む傾向にあるが、一方で、DCは従業員個人にリスクが大きいという意見もあるところ。
- こうした意見への対応として、平成14年にキャッシュバランスプランが導入され、普及が進むなど、事業主と加入者の間でリスクを分け合う考え方が拡がり始めており、企業年金の更なる普及のためにも、更なる柔軟な制度設計が求められている。これは、諸外国の動向を見ても同様の傾向。

「柔軟で弾力的な給付設計」の論点

【論点】

○ DB制度については、労使の判断のもと、あらかじめ約束した給付に、積立状況に応じた柔軟性をもつ給付を組み合わせるなど、積立水準(剰余・不足)の状況を一定程度給付にも反映させることのできる、より弾力的な給付設計の導入について、検討してはどうか。

- (例)
- ・ 債務に対する積立の水準等に応じて給付のスライド等を調整する仕組み(参考:オランダ)
 - ・ 基本給付(「固い給付」)と副次的給付(「柔らかい給付」)の二層構造で給付を設計する仕組み(参考:カナダ)
 - ・ あらかじめ労使で定めた計画に基づき、積立状況に応じて掛金・給付の調整を行う仕組み。(参考:カナダ)
 - ・ 終身年金を支給する場合において、余命の伸びを年金額改定等に反映させる仕組み(参考:英国)

○ DC制度については、いわゆる「投資教育」を必要に応じて実施することを前提に、労使の判断のもと、資産を集団で運用する仕組みや、これにDB制度からの保証を組み合わせる仕組みの導入について、検討してはどうか。

※ 上記設計を導入した場合のガバナンスのあり方については、別途「ガバナンスの確保」について議論する際に検討。